

新型コロナウイルス感染症の影響により感染症危険情報がレベル 2・3 に指定された国・地域への海外渡航を伴う留学についての判断基準

危機管理本部長裁定

令和 3 年 9 月 6 日

一部改正 令和 4 年 6 月 2 日

外務省が発出する「感染症危険情報」レベル 2・3 の国・地域への学生の海外渡航を伴う留学については、「大阪教育大学・学生の海外派遣時における危機管理マニュアル」を準用し、延期もしくは中止とすることを基本方針とする。ただし、下記要件を確認できる場合に限り、海外渡航を伴う留学をすることができる。

1. 渡航時期の変更が困難であること。
2. 本人の計画が学修計画に必要不可欠であることを指導教員が認めていること。
3. 渡航先国・地域における最新の感染状況及び防疫措置について本人が十分に把握していること。
4. 渡航先国・地域において、日本からの入国拒否措置が取られていないこと。
5. 渡航先国・地域の大使館が通常通り機能しており、ビザの発給を滞りなく受けられる状況であること。
6. 渡航先国・地域への渡航手段があること。（直行便が望ましい）
7. 渡航先の大学・機関において、留学生の受入体制が取られていることを、受入許可証等により本人が確認していること。
8. 渡航先国・地域における入国時の検査や自己隔離などの防疫・検疫措置、留学先大学・機関での検査や自己隔離などの防疫・検疫措置について本人が確認していること。
9. 渡航期間中に①新型コロナウイルス感染症の感染疑いが生じた場合、②濃厚接触者として指定された場合、③感染した場合に、渡航先国・地域において取るべき行動及び相談先について、本人が具体的に把握していること。
10. 本学からの帰国指示もしくは渡航先国・地域の防疫措置により緊急帰国する可能性があることを理解し、緊急帰国時の行動計画が立てられていること。
11. 都市封鎖時にも居住できる住居の確保（大学敷地内の学生寮の場合は、大学封鎖時にも継続して居住できること）を本人が確認していること。
12. 渡航に際しては「たびレジ」及び「オンライン在留届（ORRネット）」に登録すること。
13. 渡航期間中の新型コロナウイルス感染症を含む疾病に対し、十分な補償が受けられる海外旅行保険（留学先大学・機関が指定する保険がある場合には当該保険）に加入すること。
14. 以上の内容について、本人及びその保証人（父母等）の同意が得られていること。

(別紙)

「新型コロナウイルス感染症の影響により感染症危険情報がレベル 2・3 に指定された国・地域への海外渡航を伴う留学についての判断基準」の取扱いについて

## 1. 概要

以下の対象事業等に限る。外務省が発出する感染症危険情報レベル 2・3 の国・地域への渡航を伴う留学については、当分の間当該判断基準を満たすことを条件とする。以下、手続き・要件等について定める。

## 2. 制度趣旨

本学では、「学生の海外派遣時における危機管理マニュアル」により、外務省が発出する感染症危険情報レベル 2・3 の国・地域への学生の海外渡航を伴う留学は原則認めていないが、認めるにあたっては、当該留学が学生の学修計画に必要なものであると大学が認識し、学生に対する安全配慮義務を大学として履行することが必要となる。

新型コロナウイルス感染症の感染リスクを完全になくすことは困難であるものの、安全配慮義務履行のためには、大学として、学生に渡航先の感染状況や感染防止策等を認識させることが必須であることから、学生が把握・理解しておくべき項目を列挙した「渡航確認シート（様式1）」を作成した。

「渡航確認シート」により、学生の指導教員及び学生の所属部局長が学修計画上の必要性を確認し、大学として果たすべき安全配慮義務を履行しつつ、特例として学生の海外渡航を伴う留学を認めることとする。

- ## 3. 対象事業等
- ①大学間交流協定等に基づく交換留学等
  - ②部局等が実施する派遣プログラム
  - ③その他指導教員及び部局長が学修上必要不可欠と判断した留学

## 4. 対象地域

「渡航確認シート（様式1）」提出時外務省が発出する感染症危険情報レベル 2・3(新型コロナウイルス感染症を原因とする場合に限る)の地域

ただし、今後の状況の変化に応じ、対象外となる国・地域が変更となる場合もあることに留意すること。

## 5. 必要となる手続き

- (1) 派遣学生は「新型コロナウイルス感染症の影響により感染症危険情報がレベル2・3に指定されている国・地域への渡航前に確認すべき項目」（以下、「渡航確認シート」という。）を作成の上、指導教員へ提出する。
- (2) 指導教員は「渡航確認シート」を確認し、学修計画上必要不可欠と認めた場合はサインをし、部局長に提出する。
- (3) 部局長は「渡航確認シート」の内容（記載漏れや記載不十分）を確認後、学修計画上必要不可欠と認めた場合はサインをし、担当課に提出する。
- (4) 担当課は学生に渡航確認シート受理の連絡をする。
- (5) 渡航に際しては、学生より所定の誓約書（様式2）及び海外渡航時における連絡先一覧（様式3）の提出を求める。（（1）と同時の提出でも可。渡航確認シート、誓約書及び海外渡航時における連絡先一覧は担当課にて保管）。
- (6) 担当課は、受付印を押した「渡航確認シート」のコピーを当該学生に渡す。
- (7) 各キャンパス学務担当課は、必要に応じて当該学生から「留学願」または「休学届」を受付

## 6. その他

ここに定めがないものは、危機管理本部会議において決定するものとする。

以上